

令和8年10月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社三昭ツーリスト（法人番号：9021001006331） 代表者 福富 義隆
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 神奈川県高座郡寒川町宮山121-6 （本社営業所） 神奈川県高座郡寒川町宮山121-6
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年7月29日及び令和8年8月3日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照）

令和8年10月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	L i f e m a n a g e m e n t 合同会社 (法人番号：1200003003417) 代表者 井上 将輝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県船橋市海神町南1-744-1ライオンズマンション西船橋第2-107 (船橋営業所) 千葉県船橋市金杉台1-2-14-206
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 250日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和8年1月23日及び令和8年2月2日、定期的な監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(4)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(7)業務の記録の不実記載(運輸規則第25条第2項)、(8)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(9)運行指示書による指示義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(10)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(11)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 25点 当該事業者の累積点数 25点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)。